

# 合同会社の定款作成実務

## 1. 合同会社の性質

2006年5月の会社法施行に伴い、有限会社法が廃止され、従来不動産証券化の仕組み組成において主流であったいわゆる「YK-TKスキーム」のSPCとして用いられてきた有限会社（YK）が使えなくなった。現在は、合同会社（GK）を使うGK-TKスキームが定着してきた。GK-TKスキームが選択されるに至った経緯について確認する。要点は設立・維持コストと会社更生法適用の有無である。会社法施行後の会社でも、取締役会非設置であれば、従前の有限会社とはほぼ同様の組織形態を作れないわけではない。しかし、株式会社には会社更生法適用の可能性を完全には排除できない点がある。そこで、合同会社が選択されるようになった。

### ①所有と経営の一致

合同会社では所有と経営とが分離していない。すなわち出資者＝業務執行社員であり（但し、社員が複数の場合に定款で業務を執行する社員を決めることもできる）、出資者以外は業務執行社員になれない。YKの場合、親会社である中間法人が出資をし、業務執行は（独立の）取締役就任した会計士等（出資は行わない）が行う仕組みであった。これに対し、GKの場合、親会社である中間法人（今では一般社団法人）が業務執行を行う。実務的には自然人である一般社団法人の社員がGKの職務執行者という立場においてGKの業務執行を執り行う。

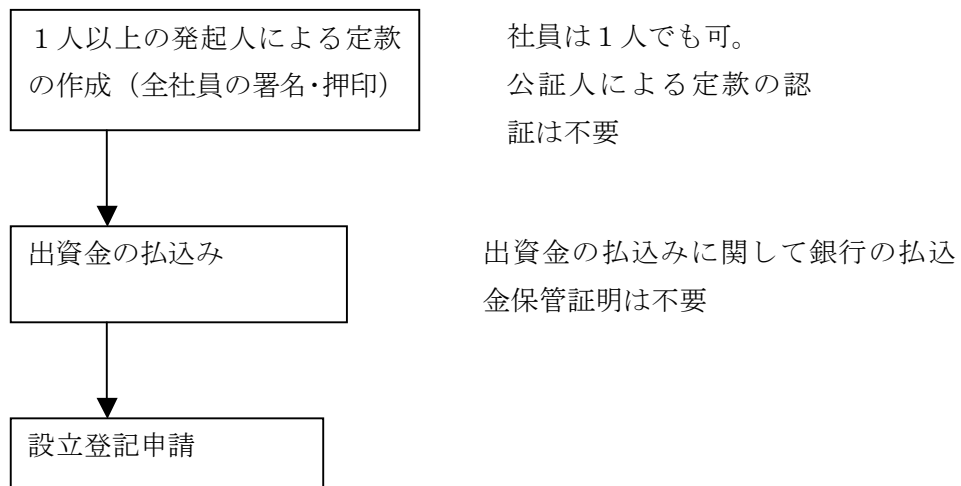
### ②社員全員が有限責任

### ③利益・損失の配分ルールを定款により自由に決められる（出資額による比例按分である必要なし）

### ④広範な定款自治

強行規定に反しない限り自由に定款を作りこむことができる。

## 2. 設立手続



## 3. 定款の実例

サンプル C は、最もシンプルな形での、不動産証券化用の合同会社の定款例である。

## 4. 合同会社の事務委託

サンプル D は、合同会社の事務委託を依頼するための契約である。

以上